

## 障害者雇用安定助成金：障害者職場定着支援コース

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成するもので、障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図ることを目的としています。

### 7つの対象措置と対象労働者

職場定着支援計画の認定＊を受けた上で、「対象労働者」に対して、以下の職場定着に係る措置を実施し、6か月以上職場に定着させた場合に助成金を支給します。

＊ 職場定着支援計画は、計画の開始日の前日から起算して1か月前までに管轄労働局に提出してください。

	対象となる職場定着に係る措置	措置の概要	対象労働者
1	柔軟な時間管理・休暇取得	通院による治療等のための有給休暇の付与、勤務時間の変更等の労働時間の調整を行うこと	措置の開始日の時点で、次のいずれか（※）に該当する方 ◆身体障害者 ◆知的障害者 ◆精神障害者 ◆発達障害者 ◆難治性疾患のある方 ◆高次脳機能障害のある方
2	短時間労働者の勤務時間延長	週所定労働時間が20時間未満の労働者を20時間以上に、30時間未満の労働者を30時間以上に延長すること	
3	正規・無期転換	有期契約労働者を正規雇用や無期雇用に、無期雇用労働者を正規雇用に転換すること	
4	職場支援員の配置	障害者の業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置すること	
5	職場復帰支援	中途障害等により休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続すること	職場復帰の日の時点で、次のいずれかに該当する方 ◆身体障害者 ◆精神障害者 ◆難治性疾患のある方 ◆高次脳機能障害のある方
6	中高年障害者の雇用継続支援	中高年障害者に対して、雇用継続のために必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続すること	措置の開始日の時点で、※に該当し、満45歳以上かつ勤続10年以上の方
7	社内理解の促進	雇用する労働者に対して、障害者の就労の支援に関する知識を習得させる講習を受講させること	事業所に雇用される労働者

※ 複数の措置を組み合わせて計画を作成することができます。

※ 社内理解の促進は1～6の措置と組み合わせた場合のみ助成対象となります。

※ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業（A型）の利用者として雇用されている方は対象とはなりません。

## 支給額

職場定着支援計画に基づいて実施された措置が継続している期間を「支給対象期間」として助成が行われ、支給対象期間を6か月単位で区分した期間を「支給対象期」として、複数回にわたって支給されます。

	措置	支給額	各支給対象期における支給額	
1	柔軟な時間管理・休暇取得	8 (6) 万円	4 (3) 万円×2期	
2	短時間労働者の勤務時間延長 (20時間未満 →30時間以上の場合)	重度身体障害、重度知的障害、精神障害の場合	54 (40) 万円	27 (20) 万円×2期
		上記以外の場合	40 (30) 万円	20 (15) 万円×2期
3	正規・無期転換 (有期雇用 →正規雇用の場合)	重度身体障害、重度知的障害、精神障害の場合	120 (90) 万円	60 (45) 万円×2期
		上記以外の場合	90 (67.5) 万円	45 (33.5※) 万円×2期 ※第2期は34万円
4	職場支援員の配置 (雇で職場支援員を配置する場合)(短時間以外)	4 (3) 万円/月	24 (18) 万円×4期※ ※精神障害者の場合は6期	
5	職場復帰支援	6 (4.5) 万円/月	36 (27) 万円×2期	
6	中高年障害者の雇用継続支援	70 (50) 万円	35 (25) 万円×2期	
7	社内理解の促進 (講習に計20万円以上を要した場合)	12 (9) 万円		

注 ( )内は中小企業以外の事業主に対する支給額になります。

※ 対象となる措置によって支給額が異なります。上記は一部を例示として掲げたものです。詳細は助成金センターにお問い合わせいただくか、「雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)」をご確認ください。

上記以外にも支給要件がありますので、詳しくは助成金センターへお問い合わせ下さい。  
(支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)